

伊 勢 市 公 報

第 501 号
令和8年9月24日
木 曜 日

目 次

	頁
規 則	
○ 伊勢市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則	2
○ 伊勢市道路占用等に関する規則の一部を改正する規則	4
教育委員会規則	
○ 伊勢市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則	10
告 示	
○ 指定居宅介護支援事業者の指定について	13
○ 指定居宅介護支援事業者の指定について	14
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	15
○ 市議会定例会の招集について	16
選挙管理委員会告示	
○ 永久選挙人名簿関係 ・ 選挙権を有する者の総数の50分の1の数、6分の1の数及び3分の1の数について	17
農業委員会告示	
○ 農業委員会総会の招集について	18
上下水道事業告示	
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定の更新について	19
公 告	
○ 公示送達	20
○ 公示送達	22
○ 公示送達	24
○ 公示送達	26
○ 負傷動物等の収容について	28
正 誤	29

伊勢市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年9月3日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 48 号

伊勢市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

伊勢市子ども・子育て支援法施行細則（平成 27 年伊勢市規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

様式第 13 号の 11 中「25,700 円」を「28,000 円」に改める。

様式第 13 号の 12 中「償還払い」を「償還払」に、「450」を「490 円」に、「11,300 円」を「12,300 円」に、「16,300 円」を「17,700 円」に改める。

様式第 13 号の 13 中「償還払い」を「償還払」に、「37,000 円」を「40,300 円」に、「42,000 円」を「45,700 円」に、「37,000 (42,000) 円」を「40,300 (45,700) 円」に改め、同様式別紙中「つけて」を「付けて」に改める。

様式第 13 号の 14 中「37,000 円」を「40,300 円」に、「42,000 円」を「45,700 円」に、「37,000 (42,000) 円」を「40,300 (45,700) 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の伊勢市子ども・子育て支援法施行細則様式第 13 号の 11 から様式第 13 号の 14 までの規定は、この規則の施行の日以後に受けた特定子ども・子育て支援（子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 30 条の 11 第 1 項に規定する特定子ども・子育て支援をいう。以下この項において同じ。）に係る施設等利用費の支給に係る請求について適用し、同日前に受けた特定子ども・子育て支援に係る施設等利用費の支給に係る請求については、なお従前の例による。

伊勢市道路占用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 14 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

伊勢市規則第 49 号

伊勢市道路占用等に関する規則の一部を改正する規則

伊勢市道路占用等に関する規則（平成 17 年伊勢市規則第 133 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号及び様式第 2 号を次のように改める。

様式第1号（第3条関係）

道路工事施行承認申請書

年 月 日

（宛先）伊勢市長

〒
住 所 _____
氏 名 _____
担当者 _____
TEL _____

道路法第24条の規定により、道路工事施行承認を申請します。

施 工 目 的			
施 工 場 所	路 線 名		歩道・車道・その他（ ）
	場 所		
工 事 概 要	工 事 種 別		施 工 数 量
			
			
			
			
工 事 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	日間	
施 工 方 法	直営・請負 施行業者 住 所 業者名 担当者 連絡先		
添 付 書 類	位置図、現況図、計画図、構造図、交通規制図、工事仕様書、公図（写し）、求積表、誓約書、同意書、現況写真、その他（ ）		
備考			

記載要領

- 1 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。
- 2 「工事概要」の欄には、「工事種別」として歩道切下げ、植樹帯移設等の工事の内容を、「施工数量」として延長、面積等の施工規模を記載すること。
- 3 「場所」の欄には、地番まで記載すること。施工箇所が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。
- 4 「工事の期間」の欄には、工事実施から完了までの期間を記載すること。仮移設等を含む場合は、復旧までの期間を含めて記載すること。
- 5 「施工方法」欄の施工業者については、未定の場合にはその旨記載すること。また、その場合は工事着手までに報告すること。
- 6 「添付書類」の欄には、添付した書類に○を付し、その他必要な書類を添付した場合には、その書類名を()内に記載すること。
 - ・位置図は1/50,000程度の平面図を、現況図・計画図はそれぞれ現況及び完成後の平面図(1/1,000程度)及び縦横断面図を指し、誓約書とは施工後に施工箇所を道路管理者に引き継ぐ旨を約した書面を指し、同意書とは水路管理者、隣地所有者等の関係者の同意を証する書面を指す。
- 7 その他必要な事項については、「備考」欄に記載する。
 - (例) 概算工事費、道路の現況、道路区域の変更の有無等

様式第2号（第4条関係）

道路占用許可申請書
協議

新規	更新	変更	第 号
			年 月 日
			年 月 日

（宛先）伊勢市長

〒
住 所
氏 名
担当者
電話

道路法 第32条 の規定により 許可を申請 します。
第35条 協 議

占 用 の 目 的					
占 用 の 場 所	路 線 名				車道・歩道・その他
	場 所				
占 用 物 件	名 称	規 模	数 量		
占 用 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	間	占 用 物 件 の 構 造		
工 事 の 時 期	年 月 日から 年 月 日まで	間	工 事 実 施 の 方 法		
道 路 の 復 旧 方 法			添 付 書 類		
備考					

記載要領

- 「許可申請協議」、「第32条第35条」及び「許可を申請協議」については、該当するものを○で囲むこと。
- | | | |
|----|----|----|
| 新規 | 更新 | 変更 |
|----|----|----|

については、該当するものを○で囲み、更新又は変更の場合には、従前の許可書又は回答書の番号及び年月日を記載すること。
- 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。
- 「場所」の欄には、地番まで記載すること。占用が2以上の地域にわたる場合には、起点と終点を記載すること。「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。
- 変更の許可申請にあっては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを（ ）書きすること。
- 「添付書類」の欄には、道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の伊勢市道路占用等に関する規則に定める様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の伊勢市道路占用等に関する規則に定める様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

伊勢市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 1 日

伊勢市教育委員会

教育長 小林 貴法

伊勢市教育委員会規則第 8 号

伊勢市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市体育施設条例施行規則(平成 17 年伊勢市教育委員会規則第 34 号)
の一部を次のように改正する。

別表第 1 伊勢フットボールヴィレッジの項から伊勢市朝熊山麓公園グラ
ウンドゴルフ場の項までを削り、同表中

「

伊勢市小俣児童体育館	利用する日の 7 日前までの期間
伊勢市小俣総合体育館	利用する日の属する月の前月の初日から当日までの期間
伊勢市大仏山公園スポーツセンター	利用する日の属する月の前月の初日から当日までの期間
伊勢市北浜スポーツグラウンド	利用する日の属する月の前月の初日から当日までの期間

」

を

「

伊勢市北浜スポーツグラウンド	利用する日の属する月の前月の初日から当日までの期間
伊勢市小俣児童体育館	利用する日の 7 日前までの期間
伊勢市小俣総合体育館	利用する日の属する月の前月の初日から当日までの期間
伊勢市大仏山公園スポーツセンター	利用する日の属する月の前月の初日から当日までの期間

」

伊勢フットボールヴィレッジ	利用する日の属する月の前月の初日から当日までの期間
伊勢市朝熊山麓公園ソフトボール場	利用する日の属する月の前月の初日から当日までの期間
伊勢市朝熊山麓公園グラウンドゴルフ場	利用する日の属する月の前月の初日から当日までの期間

」

に改める。

附 則

この規則は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市告示第 188 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第 85 条第 1 号及び介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 133 条の 2 の規定により、次のとおり告示します。

令和 8 年 9 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

- 1 指定居宅介護支援事業者の名称
合同会社 P I N E
- 2 指定に係る事業所の名称及び所在地
名 称 ケアプランなずな
所在地 伊勢市吹上 2 丁目 13 番 33 号
ロイヤルマンション伊勢Ⅲ401 号室
- 3 指定の年月日
令和 8 年 9 月 1 日
- 4 サービスの種類
居宅介護支援

伊勢市告示第 189 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第 85 条第 1 号及び介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 133 条の 2 の規定により、次のとおり告示します。

令和 8 年 9 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

- 1 指定居宅介護支援事業者の名称
合同会社エイド
- 2 指定に係る事業所の名称及び所在地
名 称 ケアプランセンターエイド
所在地 伊勢市前山町 503 番地 9
- 3 指定の年月日
令和 8 年 9 月 1 日
- 4 サービスの種類
居宅介護支援

伊勢市告示第 190 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
土路区町会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定に
より告示します。

令和 8 年 9 月 3 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 東 浦 敏 久

省略

変更後 角 屋 勲

省略

伊勢市告示第 191 号

伊勢市議会定例会を次のとおり招集します。

令和 8 年 9 月 7 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

- 1 招集の日時 令和 8 年 9 月 14 日（月） 午前 10 時
- 2 招集の場所 伊勢市議会議場

伊勢市選挙管理委員会告示第 49 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の規定による直接請求、市町村の合併の特例等に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）の規定による合併協議会設置の請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の規定による解職請求に必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりです。

令和 8 年 9 月 1 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 可児 文敏

記

- 1 地方自治法第 74 条第 1 項及び同法第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 1 項及び同法第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数

1,999 人

- 2 市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 11 項及び同法第 5 条第 15 項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数

16,654 人

- 3 地方自治法第 76 条第 1 項、同法第 80 条第 1 項、同法第 81 条第 1 項及び同法第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数

33,307 人

（参考）永久選挙人名簿登録者総数 99,921 人

伊勢市農業委員会告示第9号

伊勢市農業委員会第249回総会を次のとおり招集します。

令和8年9月11日

伊勢市農業委員会
会長 森川 正弘

- 1 招集の日時 令和8年9月15日（火）午後2時
- 2 招集の場所 伊勢市 御園公民館 2階 講堂
- 3 付議すべき事項
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 事業計画変更承認申請について
 - 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第5号 伊勢市農用地利用集積等促進計画について
(農地中間管理機構への意見提出及び要請分)

伊勢市上下水道事業告示第 19 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 6 条の 2 の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定の更新をしましたので、告示します。

令和 8 年 9 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所 在 地	指定年月日	指定有効期限
110	株式会社 奥野建設	伊勢市宮後 3 丁 目 7 番 26 号	令和 8 年 8 月 21 日	令和 13 年 9 月 29 日
127	有限会社 田中土木建設	伊勢市中村町 1012 番地	令和 8 年 8 月 27 日	令和 13 年 9 月 29 日
150	株式会社 せこ住研	度会郡玉城町蚊 野 2633 番地	令和 8 年 8 月 24 日	令和 13 年 9 月 29 日
179	株式会社 設備ナカガワ	松阪市船江町 584 番地 19	令和 8 年 8 月 19 日	令和 13 年 9 月 29 日

伊勢市公告第 47 号

公 示 送 達

下記の者の地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の規定による書類又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 110 条において準用する介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 136 条第 1 項の規定による書類は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律第 112 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、公示送達をします。

なお、当該書類は、健康福祉部医療保険課に保管してありますので、来庁の上、受領してください。

令和 8 年 9 月 3 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

記

公示送達を受けるべき者の氏名等

送達する書類の文書番号	氏 名
	省略
	省略
	省略
	省略
	省略

省略	省略
	省略
	省略
	省略
	省略
	省略
	省略
	省略

伊勢市公告第 48 号

公 示 送 達

下記の者の地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の規定による書類又は国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 76 条の 4 において準用する介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 136 条第 1 項の規定による書類は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、国民健康保険法第 78 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、公示送達をします。

なお、当該書類は、健康福祉部医療保険課に保管してありますので、来庁の上、受領してください。

令和 8 年 9 月 11 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

公示送達を受けるべき者の氏名等

送達する書類の通知書番号	氏 名
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略

省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略

伊勢市公告第 49 号

公 示 送 達

下記の者の地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の規定による書類又は介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 136 条第 1 項の規定による書類は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、介護保険法第 143 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、公示送達をします。

なお、当該書類は、健康福祉部介護保険課に保管してありますので、来庁の上、受領してください。

令和 8 年 9 月 11 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

公示送達を受けるべき者の氏名等

被保険者番号	氏 名
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略

省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略

伊勢市公告第 50 号

公 示 送 達

下記の者の地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）231 条の 3 第 4 項において、その例によることとされる地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 329 条第 1 項の規定による書類は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 143 条において準用する地方税法第 20 条の 2 の規定により公示送達をします。

なお、当該書類は、健康福祉部介護保険課に保管してありますので、来庁の上、受領してください。

令和 8 年 9 月 11 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

公示送達を受けるべき者の氏名等

通知書番号	氏 名
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略

省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略

伊勢市公告第51号

負傷動物等の収容について

次の動物を動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第36条第2項の規定により収容した旨の通知が三重県伊勢保健所長からありましたので、公告します。

令和8年9月11日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 収容した動物

番号	保護した場所	動物種	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市勢田町	猫	雑種	白	雌	小	子猫	

2 収容した日 令和8年9月9日

3 収容期限 令和8年9月15日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

伊勢保健所 衛生指導課（電話 0596-27-5151）

正 誤

平成 17 年 11 月 21 日第 1 号に掲載しました平成 17 年 11 月 1 日公布伊勢市条例第 206 号（伊勢市火災予防条例の一部を改正する条例）

第 31 条の 2 の改正規定のうち、同条第 1 号から第 9 号まで並びに第 19 号及び第 20 号を削り、第 10 号を第 1 号とし、第 11 号から第 18 号までを 9 号ずつ繰り上げ、第 21 号を第 10 号とし、第 22 号から第 26 号までを 11 号ずつ繰り上げ、第 15 号の次に 2 号を加える部分中「場合にあつては、3 メートル」は、「場合にあつては、4 メートル」の誤り。